

経済建設委員会記録

- 1 日 時 令和4年9月16日(金)
午前 9時57分 開会
午前10時42分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 白川 誉 副委員長 藤田 誠一
委員 合田 晋一郎 委員 井谷 幸恵
委員 高塚 広義 委員 伊藤 謙司
委員 藤田 豊治 委員 仙波 憲一
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
・副市長 加藤 龍彦
・経済部
部長 宮崎 司 総括次長(農林水産課長) 桑内 章裕
農地整備課長 神野 幸彦 地域交通課長 守谷 典隆
・建設部
部長 三谷 公昭 総括次長(用地課長) 飯尾 誠二
技術監 清水 康治 道路課長 高橋 宣行
道路課技幹 亀井 英明 建築住宅課長 村瀬 秀昭
建築指導課長 横山 和良 河川水路課長 玉井 和彦
- 6 委員外議員 なし
- 7 議会事務局職員出席者
副課長 鴨田 優子 主事 田辺 和之
- 8 本日の会議に付した事件
別紙付託案件表のとおり
- 9 会議の概要
○ 開 会 午前9時57分

●白川委員長：開会挨拶

○加藤副市長：挨拶

◎経済部関係

◇議案第52号 財産の取得について

○守屋地域交通課長：説明

< 質 疑 >

●高塚広義委員：今年まで何回に分けて分割払いを行ったのか。

○守谷地域交通課長：平成23年に共有契約を締結し、平成23年度から今年度まで12回支払いをしている。

●高塚広義委員：金額は。

○守谷地域交通課長：機構の持分が3億6,160万5,000円で、利息等がついて、初年度は1,500万円程度、次年度3,700万円弱、それ以降は3,000万円程度、最終年度の今年度は1,785万円程度の支払い。

●井谷幸恵委員：おおしま7はこれからどれ位の期間使用するのか。

○守谷地域交通課長：今後10年以上は使用する予定。

●伊藤謙司委員：共有部分取得後の保証はどうなるのか。

○守谷地域交通課長：全て新居浜市で所有することになるが、これまでも機構の保証で整備を行うことは無く、市が整備を行ってきた。

●伊藤謙司委員：損傷等した場合には全て新居浜市が対応するという認識で良いか。

○守谷地域交通課長：現在も修繕等は新居浜市でも対応しているが、共有者に相談する等のメンテナンスサポートは今後なくなる。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○桑内経済部総括次長：説明

< 質 疑 > なし

*後刻一括採決

◇議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○桑内経済部総括次長：説明

< 質 疑 >

●藤田誠一委員：漁業の飼料についての補助は考えていないのか。サーモンの養殖をしている業者は補助の対象となるか。

○桑内経済部総括次長：今回の事業は燃料費や資機材等の値上げに充てるのが目的で、新居浜市の漁業では燃料に使われることが多いと考えられる。サーモンの試験養殖については対象ではな

いが、他の方法での支援を検討したい。

●高塚広義委員：肥料の高騰分を支援することだが、その対象期間は。申請には証明が必要か。

○桑内経済部総括次長：対象期間は、令和4年6月から令和5年5月までの分が対象で、6月から10月までの秋肥と11月から翌年5月までの春肥の2回に分けて申請が可能となっている。5人以上の農業者のグループが申請対象で、農協で肥料を購入する場合であれば、農協を通じてまとめて申請することが可能。今後の予定としては、愛媛県の農業再生協議会を通じて農協が申請し、補助を受けるようになる。申請者は販売農家に限り、国が指定した化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むことが条件になるため、その計画書と領収書等を提出して申請することになる。

●仙波憲一委員：産直市に出品している方は販売農家となるのか。

○桑内経済部総括次長：販売伝票があるので、対象となる。

●井谷幸恵委員：販売農家は新居浜市に何軒あるのか。

○桑内経済部総括次長：2020年の農林業センサスの統計では約400となっている。現在農協に出荷している農家で今回対象と予想されるのは150程度と伺っている。

●井谷幸恵委員：畜産農家は2軒なので2業者が補助金を受けるということか。

○桑内経済部総括次長：お見込みの通り。

●井谷幸恵委員：3,700円の根拠は。

○桑内経済部総括次長：愛媛県が算出した昨年と今年の飼料費についての差額の3分の1程度が1トン当たり約3,700円。

< 討 論 >

●合田委員：対象の方に支援がきちんと行き渡る事務等をお願いしたいと要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時22分 / 再開 午前10時24分

◎建設部関係

◇議案第61号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○横山建築指導課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：手数料2万2,300円の根拠は。

○横山建築指導課長：国で役務単価が示されており、その単価が愛媛県に申達され、新居浜市においても同じ単価での運用とする。

●仙波憲一委員：申請の利点は。

○横山建築指導課長：長期優良住宅のメリットとして、税制面、金利面の優遇が多少ある。ただし、新築とは異なるので、メリットは大きくはない。

< 討 論 >

●井谷委員：住民に負担を求めることは、住みたいまち、住み続けたいまちから離れていくと思うの

で、反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第62号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○村瀬建築住宅課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司委員：今まで里親は入居できなかったのか。

○村瀬建築住宅課長：特定公共賃貸住宅という位置付けが新居浜市には無い。本市が管理している公営住宅は、生活困窮者が対象となっており、里親は対象としていない。条例の中で位置づけているものなので、今後特定公共賃貸住宅を建設する際には、国の方針に対応できるように改めるもの。

●伊藤謙司委員：市営住宅に里親里子は入居できないのか。

○村瀬建築住宅課長：入居条件に入っていないため入居できない。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○飯尾建設部総括次長：説明

< 質 疑 > なし

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午前10時42分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和4年9月16日

○経済部関係

議案第52号 財産の取得について

議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第6款 農林水産業費	5・23・24

議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第6款 農林水産業費	5・13

○建設部関係

議案第61号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第4款 衛生費	
第3項 下水道費	5・22
第8款 土木費	5・25